# 農地中間管理事業

を活用しましょう!

農地中間管理機構が間に入って 農地の貸し借りを行います。

公社が借受



農地のことでお困りの方は、農地中間管理機構 にご相談ください!

#### 出し手

#### 農地を貸したい人

- ●リタイヤをお考えの方
- ●規模縮小をお考えの方
- ●経営転換でお困りの方
- ●農地相続でお困りの方

公的機関だから安小!

農業中間管理機構 加玄||1目農業小計

### 受け手

#### 農地を借りたい人

- ●規模拡大をお考えの方
- ●新規参入をお考えの方
- ※家庭菜園等の方は 対象外です

油

協力

市町村・農業委員会

相談

相談

## ■ HU手のメリット

- ◎ 賃貸借(金納)の場合は 賃料は機構から確実に支払われます
- ◎ 契約期間終了後、農地は確実に お手元に戻ります(更新も可能)
- ◎ 受け手の方が離農されたときも機構が1年間は管理し次の相手を 探します
- ◎ 受け手が決まった農地は貸付けまで 機構が管理します
  - \*要件を満たせば協力金がもらえます
  - \*要件を満たせば農地の固定資産税が軽減されます

## 受け手のメリット π 血量

○ 出し手が複数でも賃料の支払先は 機構 1 ヶ所なので便利です

公社が貸付

(転貸)

- ◎ 複数の農地をまとめて借りられる ので農作業の効率化が期待できます
- ◎ 出し手農家と個別交渉の必要がありません
- ◎ 長期借りられるので経営が 安定します





手数料は いただきません!



農地を貸したい人(出し手)

農地を借りたい人(受け手)

まずは相談を

相談

公社、市町村、農業委員会、JAへ 「農地を貸したい」旨を相談

応 募

公社、市町村、農業委員会、JAへ 「農地借受申出書」を提出

貸付希望申込

公社、市町村、農業委員会、JAへ 「貸付希望申出書」を提出

公 表

公社のホームページで 借り受け希望者を公表

#### マッチング

出し手と受け手との結びつけ(マッチング)。市町村、JA、農業委員会、公社が連携して調整します。

集積計画作成

出し手と公社との貸し借りの 権利設定を市町村が公告

配分計画作成

受け手と公社との貸し借りの 権利設定を知事が公告

公社借受決定

公社による農地の借り受けが 決定

公社貸付決定

公社による農地の貸し付けが 決定

- \*無償又は賃料の物納も可能です。
- \*貸借の対象は神奈川県内の市街化区域以外の農地です。
- \*農地として利用することが困難な農地や受け手を探しても見つからない等の場合は借り受けできないことがあります。
- \*農地の受け手の方との調整は、公社等が行います。
- \*令和元年11月より、貸し付け借り受けの手続きが簡素化され、貸付決定までの期間が短縮されました。

## 農地売買をお考えのみなさまへ

農業公社では、農地の買い入れと売り渡しも行っています。 (事業対象は神奈川県の農業振興地域内の農地に限ります。)

便利

農地法の手続き、登記事務 までの契約で必要な手続きを すべておこないます 安心

関係機関と査定した 適正価格です お得-

譲渡所得の特別控除が受けられます

(最大 1500 万円)

\*農用地区域の指定を受けた農地に限ります

\*手数料は 売る方:売買価格の4% 買う方:売買価格の2%

貸して安心、借りて納得の

## 【農地中間管理機構】

## 公益社団法人 神奈川県農業公社

詳細につきましては神奈川県農業公社のホームページをご覧いただくか、下記電話番号までお電話ください。

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 10階 TEL 045-651-1703 FAX 045-651-1760 E-mail jimukyoku@k-nk.or.jp

神奈川県農業公社

http://www.k-nk.or.jp





なお、農地中間管理事業については、お近くの市町村農政担当課での問い合わせをお受けできます。

(令和2年7月発行)